

## 調査計画

### 1 調査の名称（特定一般統計調査 その他の一般統計調査）

家畜排せつ物管理方法等実態調査

### 2 調査の目的

家畜排せつ物については、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」（平成11年法律第112号）に基づき、適正な管理を行った上で、利用者のニーズにあった高品質な堆肥の生産やメタン発酵によるエネルギー利用等の有効利用を更に推進していく必要がある。また、畜産環境問題に関しては地域の環境保全のみならず、地球温暖化対策の推進といったグローバルな課題についても、適切に対応していくことが求められており、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）に基づき、UNFCCC事務局への報告が求められている我が国の温室効果ガスインベントリに反映するとともに、畜産環境行政をよりの確に推進するため、家畜排せつ物の管理の実態を詳細に把握することを目的とする。

### 3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲（全国 その他）

(2) 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

乳用牛、肉用牛、豚、鶏及び馬の飼養者のうち、飼養頭羽数が調査時点において、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則」（平成11年10月29日農林水産省令第74号）第1条第2項に規定する管理基準（以下「管理基準」という。）の適用規模<sup>(注1)</sup>以上であった者

(注1) 管理基準の適用規模

畜種	規模	備考
牛及び馬	10頭以上	乳用牛及び馬については、6ヶ月未満を除く。 肉用牛については、6ヶ月未満を除く。ただし、肉用牛繁殖経営で出荷が確実と見込まれる子牛は10ヶ月未満のものを除く。また、乳用種・交雑種育成経営は飼養する全育成牛（6ヶ月未満を含む）に1/3を乗じた数とする。
豚	100頭以上	3か月未満を除く。
採卵鶏	2,000羽以上	2日齢未満を除く。
ブロイラー	2,000羽以上	2日齢未満を除く。地鶏を含む。

#### 4 報告を求める個人又は法人その他の団体

##### (1) 報告者数

約42,000

(内訳)

乳用牛農家	約	12,000
肉用牛農家	約	21,000
養豚農家	約	3,300
採卵鶏農家	約	2,200
ブロイラー農家	約	2,800
馬農家	約	900
公共育成牧場等	約	70
その他	約	160

##### (2) 報告者の選定方法 (■全数 □無作為抽出(□全数階層あり) □有意抽出)

都道府県知事が有する家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第12条の4の規定に基づく報告者に関する情報を母集団名簿とし、都道府県知事に報告する家畜の種類及び頭羽数が管理基準の適用規模以上であった者すべてを報告者として選定。

#### 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

##### (1) 報告を求める事項

- ・事業所所在地、法人番号、事業者名、経営形態、飼養家畜頭数、家畜排せつ物発生量、家畜排せつ物の処理方法、堆肥生産量、自家ほ場面積

[集計しない事項の有無] □無 ■有

- ・法人番号については、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。
- ・事業所所在地、事業者名については、回答者の識別のために用いるものであり、集計は行わない。
- ・共通様式の3.飼養頭数については、頭数ベースの割合を算出するために必要な情報であり、集計は行わない。
- ・共通様式の6.自家ほ場の面積については、処理方法の妥当性を確認する際に必要な情報であり、集計は行わない。
- ・別添様式1-1~1-6の処理方法のその他の「(その他の詳細)」については、今後の調査における調査事項を検討する際に必要な情報であり、集計は行わない。

(2) 基準となる期日又は期間

飼養家畜頭数については、令和6年8月1日現在

家畜排せつ物の発生量、堆肥の生産量については、1年間（令和5年4月～令和6年3月）

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

(配布) 農林水産省－地方農政局等<sup>(注1)</sup>－都道府県－(市区町村・関係団体)<sup>(注2、注3)</sup>－報告者

(回収) 郵送調査：農林水産省－民間事業者－都道府県－(市区町村・関係団体)<sup>(注2、注3)</sup>－報告者

オンライン調査：農林水産省－民間事業者－報告者

(注1) 地方農政局等とは、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局をいう。

(注2) 関係団体とは、畜産協会等をいう。

(注3) 各都道府県で飼養者の数は大きく異なり、管轄内に多数の飼養者がいる場合など、都道府県が市区町村・関係団体を経由した方が効率的と判断した場合、市区町村・関係団体を経由することがある。

(2) 調査方法

郵送調査     オンライン調査 (  政府統計共同利用システム     独自のシステム     電子メール )

調査員調査     その他 (FAX、電話、都道府県等の職員)

(注) 都道府県等とは、都道府県、市区町村及び関係団体をいう。

[調査方法の概要]

都道府県等を経由して次のいずれかの方法により実施。

ア 郵送調査

都道府県等の職員が報告者に対して、郵送により調査票を配布・回収する自計調査の方法により行う。

イ オンライン調査 (独自のシステム)

民間事業者が回答フォームを作成し、都道府県等の職員が報告者に対して、回答フォームのURL等を送付し報告者が回答フォームに入力し、民間事業者が調査票を回収する自計調査の方法により行う。

ウ オンライン調査 (電子メール)

都道府県等の職員が報告者に対して、電子メールにより調査票を配布・回収する自計調査の方法により行う。

ただし、期日までに回収できなかった調査票については、FAXによる収集のほか電話又は対面により都道府県等の職員が調査事項を聞き取る他計調査の方法も用いる。

## 7 報告を求める期間

### (1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他 ( )

(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年: )

### (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査票の配布 令和6年8月

調査票の回収 令和6年10月

## 8 集計事項

次の事項について、全国・北海道・都府県・地域別に集計を実施

調査件数

家畜排せつ物の発生量

堆肥の生産量

経営形態別の処理の主体件数割合

畜種別家畜排せつ物の混合・分離処理割合(頭数ベース)

畜種別家畜排せつ物の処理方法割合(頭数ベース)

## 9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表・非公表の別 (全部公表 一部非公表 全部非公表)

(2) 公表の方法 (e-Stat インターネット(e-Stat以外) 印刷物 閲覧)

(3) 公表の期日

調査結果については、令和7年10月までに公表

## 10 使用する統計基準等

使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他 ( )

使用しない

本調査は、専ら家畜排せつ物の処理に関する調査であり、日本標準産業分類等の統計基準を適用する余地が小さいことから使用しない。

## 11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

保存期間：記入済み調査票（紙媒体）3年

調査票の内容を記録した電磁的記録は永年

保存責任者：農林水産省大臣官房統計部長